

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

|        |            |             |          |          |             |    |             |    |           |    |    |    |     |     |       |               |
|--------|------------|-------------|----------|----------|-------------|----|-------------|----|-----------|----|----|----|-----|-----|-------|---------------|
| 市町村名   | 矢掛町        |             |          |          |             |    |             |    |           |    |    |    |     |     |       |               |
| 移住相談窓口 | 移住専門相談員の有無 | 県の移住相談会への参加 |          |          | 市町村独自の移住相談会 |    | 市町村主催の体験ツアー |    | 移住・定住支援制度 |    |    |    |     |     | 空き家情報 |               |
|        |            | 東京<br>10月   | 大阪<br>7月 | 大阪<br>2月 | 日程          | 会場 | 日程          | 行程 | お試し暮らし等   | 起業 | 就農 | 住宅 | 子育て | その他 | 空き家提供 | うち空き家情報システム利用 |
| 産業観光課  |            |             |          |          |             |    |             |    | ○         | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○     | ○             |

1 移住相談窓口

|       |       |              |
|-------|-------|--------------|
| 担当部署  | 担当者名  | 連絡先          |
| 産業観光課 | 岸本 健吾 | 0866-82-1016 |

2 移住専門相談員の有無

有 ・ **無**

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 名称   | 氏名 | 連絡先 |
|      |    |     |
| 主な業務 |    |     |

3 お試し住宅の有無

**有** ・ 無

|      |      |           |          |        |
|------|------|-----------|----------|--------|
| 整備年度 | 活用施設 | 利用単位      | R4年度利用件数 | うち移住件数 |
| R4   | 1戸   | 1日以上10日以内 | 8件       | 0件     |

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

|  |
|--|
|  |
|--|

5 移住・定住支援制度

| 区分      | 名称                  | 目的・対象者・要件等  | 助成内容等   |
|---------|---------------------|---|---|
| お試し暮らし等 | 矢掛町移住定住お試し住宅        | <p>■趣 旨 矢掛町への移住定住希望者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「矢掛町移住定住お試し住宅」を整備・提供することにより、矢掛町への移住定住促進を図る。</p> <p>■対象者 ・矢掛町に住民登録を行っていない者<br/>・矢掛町への移住定住を検討している者<br/>・暴力団員等でない者 など</p> <p>■使用期間 1日以上10日以内</p> <p>■使用料 1,000円/日</p>   |   |
| 起業      | 矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金 | <p>■趣 旨 町内産業の振興、雇用促進、及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため、町内の空き家を活用して小売業・飲食業・サービス業等を新規に創業する事業者に対して支援を行う。</p> <p>■対象者 町内の空き家を活用して新規に創業する事業者</p> <p>■主要件 ・町内の空き家バンク登録物件を活用して新たに創業すること<br/>・町内に住所を有すること<br/>・創業後、週3日以上営業すること<br/>・備中西商工会の経営指導を受け、5年以上事業を行うこと など</p> <p>■その他 ・原則、町内事業者による施工に限る<br/>・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある<br/>・2親等以内の親族間による活用は補助対象外</p> | <p>■補助率 1/2以内</p> <p>■補助上限 200万円</p> <p>■対象経費 空き家改修費、設備備品購入費等</p>   |
| 就農      | 矢掛町早期経営確立支援事業       | <p>■趣 旨 町内における新規就農者が農業経営を早期に確立するために、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃借料等の一部を補助</p> <p>■対象者 ・町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者<br/>・町税等を完納している者</p> <p>■他要件 事業の実施は、年度ごと、事業種目ごとに事業対象者あたり1回限り</p>   | <p>①農地確保等応援事業<br/>農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。<br/>■補助率 1/2以内<br/>■上 限 対象農地10a当たり100千円</p> <p>②空き家等借入応援事業<br/>農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成（事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで）<br/>■補助率 1/2以内<br/>■上 限 事業対象者1人当たり720千円/年（月換算60千円）</p> <p>③農業施設等整備支援事業<br/>農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成<br/>■補助率 1/2以内<br/>■上 限 900千円</p> |

|    |                    |  |  |
|----|--------------------|--|--|
| 就農 | 矢掛町新規就農者経営支援事業     | <p>■趣 旨 新規就農者等の就農後の負担を軽減するため、農業経営で使用する農機具・施設の取得費用を助成</p> <p>■採択基準など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者</li> <li>・町税等を完納している者</li> <li>・事業の実施は、年度ごと、事業対象者当たり1回限り</li> <li>・対象となる農機具等は、事業対象者が所有権、利用権、賃借権を有し、かつ農業経営を行うために使用する農機具及び施設等</li> <li>・農業経営改善計画、青年等就農計画等の経営内容、及び就農計画等が確認できる書類を添付すること</li> </ul>  | <p>■補助率 1/2以内</p> <p>ただし、単県補助事業等の補助金を除く自己負担分に對しての補助とし、補助額の上限は単県補助事業等の補助額までとする。</p>   |
| 住宅 | 矢掛町定住促進助成金         | <p>■趣 旨 定住人口の増加と少子化対策を図るとともに、地域の活性化に資するため、新たに住宅を建築又は新築住宅を購入した場合に助成金を交付</p> <p>■対象者 居住を目的に町内に新たに住宅を建築、又は新築住宅を購入した者</p> <p>■主要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上定住を誓約する者</li> <li>・令和5年度末までに新築、入居した者</li> <li>・対象者が、居住することを目的に新たに住宅を建築、又は新築住宅を購入するための経費で500万円以上であること</li> </ul>   | <p>■補助率等</p> <p>○助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以下の者(上限150万円)</li> <li>・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことがなく、転入してきた者(上限170万円)</li> <li>・40歳超の者(上限100万円)</li> <li>・40歳超で以前3年間に町内に居住したことがなく、転入してきた者(上限110万円)</li> </ul> <p>※ 上記に加え、入居世帯が三世帯以上の場合には30万円を上乗せする。</p> |
|    | 矢掛町民間賃貸住宅等建設補助金    | <p>■趣 旨 良好な民間賃貸住宅及び立地企業の従業員宿舍の供給を促進し移住定住人口の増加を図るため、賃貸住宅等の建設に要する費用の一部を補助</p> <p>■対象者 次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に賃貸住宅を建設し、所有者となる法人又は個人であること</li> <li>・国税、地方税及び公共料金の滞納がないこと</li> <li>・個人の住宅建設者にあつては、当該個人及び2親等以内の親族を入居させない者であること</li> <li>・法人の住宅建設者にあつては、当該法人の役員等及びその2親等以内の親族を入居させない者であること。ただし、従業員宿舍にあつては、この限りではない</li> <li>・暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係がないこと</li> <li>・宗教法人でないこと</li> </ul> <p>■主要件</p> <p>【建設業者要件】建設業法の許可を受けた法人又は個人</p> <p>【民間賃貸住宅要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2戸以上一戸建て住宅又は1棟あたり2戸以上の長屋又は共同住宅</li> <li>・補助事業完了から10年経過の間、賃貸住宅に供すること。</li> <li>・他の補助金等を受けて建設するものでないこと</li> </ul> <p>【従業員宿舍要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1棟あたり2戸以上の長屋又は共同住宅</li> <li>・管理機関は従業員宿舍に供すること</li> <li>・他の補助金等を受けて建設するものでないこと</li> </ul> | <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸あたり床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満は250万円</li> <li>・45平方メートル以上は200万円</li> </ul> <p>■補助上限 1棟あたり1,200万円</p> <p>■対象経費 建築一式工事及び外構工事に要する経費</p>  |
|    | 矢掛町空き家改修補助金        | <p>■趣 旨 町内の空き家の有効活用による定住人口の増加に資するため、所有者及び利用者が空き家を改修した場合の工事費の一部を補助</p> <p>■対象者 ①空き家所有者 ②空き家利用者(町外からの転入者に限る)</p> <p>■主要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【所有者】5年以上空き家バンクに登録すること</li> <li>【利用者】3年以内に町内での居住の経験がなく、かつ5年以上当該空き家に居住すること</li> </ul> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の空き家バンク登録物件を対象とする</li> <li>・原則、町内事業者による施工に限る</li> <li>・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある</li> <li>・2親等以内の親族間による活用は補助対象外</li> </ul>   | <p>■補助率 1/2以内</p> <p>■補助上限 100万円/物件</p> <p>(登録時改修(賃貸借契約等締結前)…50万円)</p> <p>■対象経費 台所・浴室・トイレ・内装・屋根等の改修、各種住宅設備、不要物撤去・ハウスクリーニング</p>   |
|    | 矢掛町住宅リフォーム補助事業     | <p>■趣 旨 既存住宅の利便性、耐久性の向上、また町内産業の活性化を図ることを目的として、町内施工業者を利用して実施する住宅リフォーム工事に係る経費の一部を補助</p> <p>■対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅<br/>耐震診断を受け、耐震性のない住宅については、耐震改修工事を実施した(する予定の)住宅</li> <li>② 昭和56年6月1日以降に着工された住宅<br/>建築後10年以上の住宅</li> </ol>   | <p>■補助率 リフォーム費用の1/10以内</p> <p>■補助上限 40万円</p>   |
|    | 矢掛町スマートエネルギー導入促進事業 | <p>■趣 旨 町内の住宅などへ家庭用の省エネルギー設備を導入する場合の導入費用の一部を助成</p> <p>■対 象 下記のいずれかに該当する者で、町の他の補助制度と併用しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する者</li> <li>・町内の居住用住宅の所有者または使用者</li> <li>・補助対象機器を導入した住宅を新築または購入者</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①高効率給湯器(エコキュート等)<br/>■補助率 1/10 ■上限額 12万円</li> <li>②蓄電池等(エネファーム等)<br/>■補助率 1/10 ■上限額 15万円</li> <li>③断熱窓(内窓設置等)<br/>■補助率 1/10 ■上限額 15万円</li> <li>④電気自動車等(軽自動車に限る)<br/>■補助率 1/10 ■上限額 15万円</li> <li>⑤電気自動車等V2H充電設備<br/>■補助率 1/10 ■上限額 15万円</li> </ol>    |
|    | 矢掛町結婚新生活支援事業       | <p>■趣 旨 結婚支援、及び人口増加を図ることを目的として、新居の取得費用、賃料、初期費用、リフォーム費用、引越費用等を助成</p> <p>■対 象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、矢掛町に住民票がある世帯</li> <li>・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下</li> <li>・世帯の前年分の所得額の合計が500万円未満であること</li> <li>・矢掛町に定住する意思があること 等</li> </ul>  | <p>■助成金額 上限60万円<br/>(住居費及び引越費用等の合算)</p> <p>■対象経費 令和5年4月1日から令和6年2月29日までに支払った費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の取得費用(共有名義の場合、1/2以上の持分)</li> <li>・住宅賃貸費用、共益費、仲介手数料</li> <li>・リフォーム費用、引越費用</li> </ul>   |

|        |   |   |  |
|--------|---|---|--|
| 子育て    | 子ども医療費助成制度  | <p>■趣旨 小児等の健康保持及び増進、児童福祉の向上に資することを目的として、医療費自己負担分の無償化(助成)</p> <p>■対象 満18歳に達した以後最初の3月31日まで(婚姻している者、社会保険加入者本人又は生活保護を受けている者は対象外)</p>  | <p>■対象経費 保険診療の範囲内で自己負担する部分の診療代</p> <p>【対象外】<br/>保険のきかない容器代、検診料、文書料、入院室料差額等、交通事故等(第三者行為)で他の責に帰すべきもの</p> |
|        | 誕生祝金支給事業  | <p>■趣旨 母子保健の推進と少子化対策に資することを目的として、誕生祝金及び祝品を支給</p> <p>■対象 出生時に矢掛町に住所を有する申請時の親権者(ただし、町税及び町に納入すべき徴収金に滞納がある場合、当該徴収金等を完納若しくは充当しない限り支給しない。)</p>  | <p>■祝金 ・新生児1人目 …… 10万円<br/>・新生児2人目 …… 20万円<br/>・新生児3人目以降 …… 30万円/人</p> <p>■祝品 米(矢掛町特別栽培米) 5kg</p>      |
|        | 入学祝金支給事業  | <p>■趣旨 小中学校等に入学する際、入学を祝福し、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援するため、入学祝金を支給</p> <p>■対象 小中学校等に1年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者</p>  | <p>■小学校入学祝金 3万円/人<br/>■中学校及び中等教育学校入学祝金 5万円/人</p> <p>※ 町税及び町へ納入すべき納付金を完納していない場合は支給しない。</p>              |
|        | 保育園・こども園保育料無料   | <p>■趣旨 子育て世帯の負担軽減と少子化対策に資することを目的として、保育園・こども園保育料を無料化</p> <p>■対象 町内全園児</p>  | 保育園・こども園保育料無料  |
|        | 予防接種費補助   | <p>■趣旨 子どもの健康増進と予防を目的として、インフルエンザ等予防接種費を補助</p> <p>■対象 ①インフルエンザ …… 満1歳～高校3年生<br/>②おたふくかぜ …… 満1歳～小学校就学前</p>  | <p>①インフルエンザ<br/>■助成額 1,500円/回<br/>(町内医療機関に限る)</p> <p>②おたふくかぜ<br/>■助成額 3,000円/回<br/>(町内医療機関に限る)</p>     |
|        | 妊婦健診支援事業  | <p>■趣旨 妊婦さんが安心して無事に出産を迎えられるよう、健診や出産準備のための経済的支援</p> <p>■対象 母子健康手帳を交付済の妊婦で、定住の意思がある者(ただし、町税及び町に納入すべき徴収金に滞納がある場合、当該徴収金等を完納若しくは充当しない限り支給しない。)</p>   | ■助成額 1回の妊娠につき5万円   |
|        | 妊産婦医療費助成事業  | <p>■趣旨 妊産婦の母体の健康を維持して安心・安全に妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう支援するもの。</p> <p>■対象 母子健康手帳交付済の妊産婦</p>   | ■助成額 1回の妊娠につき上限3万5千円(妊産婦の通院や入院をした時の保険診療自己負担の医療費を助成)  |
| 産後ケア事業 | <p>■概要 矢掛町が委託した産婦人科や助産院で産後の相談や指導を受けることができる。</p> <p>■対象 宿泊型ケア、日帰り型ケア、母乳ケア(外来)を選択。併用可。矢掛町に住所がある母子で、産後1年未満かつ医療行為を必要としない、下記のいずれかに該当する方<br/>・産後の体調の回復に不安がある方<br/>・育児に不安があり、授乳や赤ちゃんの世話などの指導を希望する方<br/>・産後の休養、栄養、乳房のケアなどに不安のある方<br/>・産後の育児支援者の協力を得ることが難しい方</p> | <p>①宿泊型ケア 15,000円/泊<br/>(利用上限3泊まで)</p> <p>②日帰り型ケア 7,000円/回</p> <p>③母乳ケア 3,000円/回</p> <p>※ 宿泊型ケアを△泊、母乳ケアを▲回のよう、両サービスの併用可。事前に利用申請が必要。計6回までの利用上限あり。</p>  |  |
| その他    | 矢掛町結婚祝金   | <p>■趣旨 若者の定住を促進し、矢掛町の活性化に資することを目的として、結婚する町民に祝金及び祝品を交付</p> <p>■主要件 ①婚姻届が受理された日に、夫婦の年齢がいずれも満50歳未満であること<br/>②婚姻届受理後、2カ月以内に定住の意思を持って本町に住所を有し、かつ引き続き6カ月以上居住していること<br/>③町税及び町へ納入すべき徴収金を完納していること</p> | <p>■祝金 10万円/組</p> <p>■祝品 米(矢掛町特別栽培米)5kg</p>  |
|        | 小中学校給食のアレルギー対応  | 飲用牛乳及び卵の除去対応を実施。<br>代替食の提供は行っていないが、個別の相談に応じ、対応している。   |  |
|        | 保育園・こども園給食のアレルギー対応  | 代替食の提供あり。<br>入園前に医師の診断書を提出していただき、個々の相談に応じている。   |  |
|        | 首都圏移住者支援金   | <p>■概要 町に移住し、マッチングサイト(岡山県開設)に掲載の企業等に就職又は起業した場合に支援金を支給</p> <p>■対象 東京23区在住、又は1都3県(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住の23区内在勤者</p>   | <p>■支給額<br/>・単身 …… 定額60万円<br/>・複数人世帯 …… 定額100万円<br/>・子加算(18歳未満の子1人につき) …… 30万円</p>                     |